

神奈川県緊急財政対策本部調査会（神奈川臨調）が発表した「県有施設の原則全廃」と「補助金・負担金の一時凍結」を実施しないよう求める意見書

神奈川県緊急財政対策本部調査会（以下「神奈川臨調」という。）は、9月21日に「県有施設の原則全廃」と「補助金・負担金の一時凍結」などの内容の最終意見を発表した。

本市には、保健福祉事務所、東部漁港事務所、農業技術センター、水産技術センター、城ヶ島公園、県営住宅などの県有施設がある。これらの施設は、市民生活にとって重要な施設であるとともに、本市の基幹産業である農業、水産業、観光業に係わる施設である。

また、本市には重度障害者医療費給付補助事業、民間保育所運営費補助など社会福祉・医療関係を初め、県から多額の補助金が支出されている。財政状況の厳しい本市にとって、県の補助金・負担金は、市の財政運営に欠かすことができないものであり、県の補助金・負担金が凍結されれば事業継続に甚大な影響が出ることは明らかである。

よって、神奈川県においては、神奈川臨調が示した「県有施設の原則全廃」と「補助金・負担金の一時凍結」を実施しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

三浦市議会議長 岩野匡史

意見書提出先  
神奈川県知事